

おやっ? おかしいな? と思ったら 一人で悩まず、いますぐ相談



「雇い止め」と言われてませんか?

2018年4月から、パート、アルバイト、契約社員など有期雇用で働く人の「無期雇用への転換制度」が始まりました。

同じ事業種のもとで通算5年を超えて働いていた場合に、本人の申し出によって無期雇用（期間の定めのない労働契約）に変更することができます。更新や雇い止めの不安が解消します。

「派遣切り」の不安 かかえてませんか?

改正労働者派遣法が2018年9月末で施行3年となりました。改正法は3年を経過した派遣社員について、派遣会社は①派遣先に直接雇用するよう頼む、②派遣会社で無期契約で雇う、③別の派遣会社を紹介する、などの対応をとる必要があると定めています。

しかし、3年を迎える前に「雇い止め」(派遣切り)しようとする例が生じています。直接雇用、正社員化こそ本来の姿です。

守られていますか? 最低賃金802円

2018年10月1日から、山口県最低賃金が時給802円になりました。これまでの777円から25円の引上げです。もちろん、深夜労働は割り増しとなります。最低賃金は、雇用者が必ず守らなければならない罰則付きのルールです。

そのほか、長時間労働、不払い残業、休みがない、パワハラ…、など労働トラブルは、

労働相談フリーダイヤル **0120-378-060**

県内5つの労働相談センターを開設しています（月～金、宇部センターは金曜日除く）。フリーダイヤルもしくは身近な相談センターにお電話を！フリーダイヤルは山口労働相談センターにつながります。

地域	開設時間と電話番号
岩国労働相談センター	時間 14:30～17:30 TEL 0827-43-1445
周南労働相談センター	時間 14:00～18:00 TEL 0834-28-2295
山口労働相談センター	時間 9:00～17:00 TEL 083-932-0472
宇部労働相談センター	時間 13:30～17:00 TEL 0836-38-5535
下関労働相談センター	時間 13:00～17:00 TEL 083-235-7220

山口県労連

山口県労働組合総連合 山口市中央4丁目3-3 県労連会館2F
TEL 083-932-0465 FAX 083-932-0412